補助制度のご案内

(令和5年3月31日まで延長されました)

- 1 内容 分譲地を購入し住宅を新築した場合、村内請負業者が施工したときは 100万円、村 外請負業者が施工したときは50万円を補助します。さらに、子ども(義務教育修了 前) 1人につき10万円を加算します(妊娠中含む)。
- **2 対象** 45 歳未満の方、または夫婦のいずれかが 45 歳未満の婚姻世帯で、令和 5 年 3 月 31 日 までに補助金の交付決定を受けた方(補助金の交付申請及び交付決定は、住宅建築工 事完了後に行います)

住宅の種類	区	分	補助金額
住宅新築	村民・転入者	村内請負業者施工	100万円
		村外請負業者施工	50万円

(備考)補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在で、義務教育修了前の子どもがいる場合、 1人につき10万円を加算する。(妊娠中含む)

◆補助金額早見表

◆補助	助金額早見表	(単位:万円)		
ш #г/		住宅の新築		Λ ΑΥΑΣ ΛΙΛΗΝΙ ο FILER
世帯区分	村内 請負業者施工	村外 請負業者施工	合併浄化槽の設置	
	0 人	100	50	 限度額
子ど	1 人	110	60	5人槽:33.2
\$	2 人	120	70	7人槽:41.4
0	3 人	130	80	10人槽:54.8
人 数	4 人	140	90	
3/	5 人	150	100	交付要綱に基づく補助

1 内容

- (1) 分譲地を取得した日から3年以内に住宅を建築、住所を設定し、20年間継続して居住し た世帯に対し、奨励金を支給する。(要申請)
- (2) 奨励金の額は、分譲地を取得した額(土地購入代金)とする。

2 奨励金の適用除外

- (1) 奨励金の交付申請時において、世帯員が本村に納付すべき村税等を滞納している者がい る場合。
- (2) 奨励金の交付要件となった世帯が当該分譲地に住所を有しなくなったとき。
- (3) 奨励金の交付対象世帯となる世帯が分譲地の所有権者でなくなったとき。